

議案第 1 0 6 号

調布市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方税法の一部改正に伴い，軽自動車税の税率に関する特例の適用期間を延長するとともに，所要の改正及び規定の整備を行うため，提案するものがあります。

調布市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(調布市税賦課徴収条例の一部改正)

第 1 条 調布市税賦課徴収条例（昭和 3 0 年調布市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 7 8 条第 2 号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2 輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3 , 6 0 0 円

(イ) 3 輪のもの 年額 3 , 9 0 0 円

(ウ) 4 輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6 , 9 0 0 円

自家用 年額 1 万 8 0 0 円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3 , 8 0 0 円

自家用 年額 5 , 0 0 0 円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2 , 4 0 0 円

(イ) その他のもの 年額 5 , 9 0 0 円

附則第 1 6 条第 1 項中「初めて道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による」を「最初の法第 4 4 4 条第 3 項に規定する」に，「左欄に掲げる」を「左欄に掲げる同条の」に改め，同項の表を次のように改める。

第 2 号ア (イ)	3 , 9 0 0 円	4 , 6 0 0 円
第 2 号ア (ウ) a	6 , 9 0 0 円	8 , 2 0 0 円
	1 万 8 0 0 円	1 万 2 , 9 0 0 円
第 2 号ア (ウ) b	3 , 8 0 0 円	4 , 5 0 0 円
	5 , 0 0 0 円	6 , 0 0 0 円

附則第１６条第２項中「規定する」を「掲げる」に，「平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで」を「平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで」に，「において，平成２８年度」を「には，平成２９年度」に，「左欄に掲げる」を「左欄に掲げる同条の」に改め，同項の表を次のように改める。

第２号ア（イ）	３，９００円	１，０００円
第２号ア（ウ）a	６，９００円	１，８００円
	１万８００円	２，７００円
第２号ア（ウ）b	３，８００円	１，０００円
	５，０００円	１，３００円

附則第１６条第３項中「規定する３輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を「掲げる法第４４６条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち３輪以上のもの」に，「自動車が平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで」を「ガソリン軽自動車が平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで」に，「において，平成２８年度」を「には，平成２９年度」に，「左欄に掲げる」を「左欄に掲げる同条の」に改め，同項の表を次のように改める。

第２号ア（イ）	３，９００円	２，０００円
第２号ア（ウ）a	６，９００円	３，５００円
	１万８００円	５，４００円
第２号ア（ウ）b	３，８００円	１，９００円
	５，０００円	２，５００円

附則第１６条第４項中「規定する３輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち３輪以上のもの」に，「軽自動車が平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで」を「ガソリン軽自動車が平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで」に，「において，平成２８年度」を「には，平成２９年度」に，「左欄に掲げる」を「左欄に掲げる同条の」に改め，同項の表を次のように改める。

第２号ア（イ）	３，９００円	３，０００円
第２号ア（ウ）a	６，９００円	５，２００円
	１万８００円	８，１００円
第２号ア（ウ）b	３，８００円	２，９００円
	５，０００円	３，８００円

（調布市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第２条 調布市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成２６年調布市

条例第 23 号) の一部を次のように改正する。

附則第 5 条中「改正後の条例第 78 条及び改正後の条例」を「調布市税賦課徴収条例第 78 条及び」に, 「左欄に掲げる」を「左欄に掲げる同条例の」に改め, 同条の表を次のように改める。

第 78 条第 2 号 ア (イ)	3, 900 円	3, 100 円
第 78 条第 2 号 ア (ウ) a	6, 900 円	5, 500 円
	1 万 800 円	7, 200 円
第 78 条第 2 号 ア (ウ) b	3, 800 円	3, 000 円
	5, 000 円	4, 000 円
附則第 16 条第 1 項	第 78 条	調布市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例 (平成 26 年調布市条例第 23 号。以下この条において「平成 26 年改正条例」という。) 附則第 5 条の規定により読み替えて適用される第 78 条
附則第 16 条第 1 項の表第 2 号 ア (イ) の項	第 2 号ア (イ)	平成 26 年改正条例附則第 5 条の規定により読み替えて適用される第 78 条第 2 号ア (イ)
	3, 900 円	3, 100 円
附則第 16 条第 1 項の表第 2 号 ア (ウ) a の項	第 2 号ア (ウ) a	平成 26 年改正条例附則第 5 条の規定により読み替えて適用される第 78 条第 2 号ア (ウ) a
	6, 900 円	5, 500 円
	1 万 800 円	7, 200 円
附則第 16 条第 1 項の表第 2 号 ア (ウ) b の項	第 2 号ア (ウ) b	平成 26 年改正条例附則第 5 条の規定により読み替えて適用される第 78 条第 2 号ア (ウ) b
	3, 800 円	3, 000 円
	5, 000 円	4, 000 円

附 則

この条例は, 平成 29 年 4 月 1 日から施行する。